別表第1(第14条関係) 届出対象行為(重点地区を除く)

対象となる行為		対象規模
建築物の建設等**		高さが 10m を超える建築物、若しく
		は延べ面積が500㎡を超える建築物
工作物の建設等※	塔状工作物類·遊戲施設類	高さ 10m を超えるもの(ただし電柱を
		院く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自	

	動車車庫等	500 m ² 以上
	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
	橋梁·歩道橋·高架道路類	延長 20m を超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積 300 m ² 以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 200 ㎡以上のも
		\mathcal{O}
開発行為		面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土に
土地の開墾及びその他の土地の形状の		よって生ずる法面若しくは擁壁の高
変更		さが 2m 以上のもの
木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が 500 m 以上のもの
屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規
		模 500 ㎡以上、又は堆積の高さ 4m を
		超えるもの
水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
特定照明		届出が必要な建築物及び工作物につ
		いて、夜間において公衆の観覧に供す
		るため、一定の期間継続して建築物そ
		 の他の工作物又は物件の外観につい
		て行う特定照明の新設、増設、改設若
		しくは移設又は色彩等の照明方法の
		変更

[※]新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更